

平成22年度第2回愛知県都市計画審議会

平成22年10月14日（木）午後1時

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから、平成22年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

傍聴人の皆様をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面の注意事項を簡単に申し上げます。

会議の開催中は、静粛に傍聴してくださいませようお願いいたします。携帯電話は、電源をお切りになるか、マナーモードにしてください、鞆等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでいただきたいと思っております。

以上、注意事項を遵守して、審議会を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長（名城大学教授 松井 寛）】

会長の松井でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成22年度第2回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、前回9月9日に開催いたしました第1回都市計画審議会に引き続きまして、都市計画区域の再編に伴う都市計画の変更案件を始めといたしまして、71議案の上程が予定されております。多少議案数が多いのですが、委員の皆様方には、議事が円滑に進行いたしますようご協力をお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

本日は、愛知県議会の閉会日でございます。通常は午前中に終了する議会が、現在、引き続き開催されております。したがって、県議会議員6名の委員の方々の着席が遅れてございます。しかしながら、2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務め

ることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を始めまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として志水映子委員、木村健吾委員を指名いたします。

早速、審議に入ります。

本日ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、9月に開催いたしました第1回都市計画審議会における31議案に引き続きまして、第32号議案「名古屋都市計画道路の変更について」から第102号議案「豊田都市計画事業及び衣浦東部都市計画事業豊田花園土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」までの71議案でございます。

議事の運営上、基本的に都市計画の種類ごとを一括してご審議をお願いいたします。

それでは、第32号議案「名古屋都市計画道路の変更について」から第35号議案「東三河都市計画道路の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

都市計画課長の堀田でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま松井会長さんのお話にございましたように、先月9日に開催いたしました第1回愛知県都市計画審議会におきましては、都市計画区域の再編を始め31議案のご審議をお願いいたしました。約40年ぶりに20区域を6区域に再編するとともに、都市計画区域ごとにマスタープランを策定し、併せて、概ね10年に一度の第5回目の線引き総見直しについてご審議いただきました。現在、国への同意協議を行っております。

この都市計画区域の再編を始めといたします都市計画の見直しでは、都市計画決定されている殆ど全て、例えば、道路、公園、緑地、下水道等の都市施設や土地地区画整理事業などの都市計画の変更が必要となりますことから、本日は、31議案に引き続いて、再編に関連します議案を始め71議案のご審議をお願いいたします。

それから、A3オレンジ色の表紙の参考資料をお手元に用意いたしました。これは、再編後の都市計画区域であります名古屋、尾張、知多、豊田、西三河並びに東三河の都市計画区域図でございます。ご参考にしていただければと思います。

また、前回の審議会と同様に、本日の審議会におきましても、A3青色の「議案書・議案概要説明書・図面・参考資料の該当ページ等一覧表」を用意いたしました。例えば、第36号議案から第39号議案でございますが、左から順にご覧いただきますと、議案書は69ページから88ページ、議案概要説明書は3ページから4ページ、図面は図面番号1から4、A3赤色表紙の参考資料は96ページから102ページがそれぞれ関連いたしますページ等であることを示しております。

それでは、議案の説明に入ります前に、前回の繰り返しになりますが、「形式的な変更」及び「実質的な変更」の考え方について、都市計画道路を例に説明いたします。この考え方は、本日ご審議いただきます都市高速鉄道、風致地区、公園、緑地、墓園、下水道並びに土地区画整理事業に関する議案においても同様でございます。

それでは、都市計画課の主幹から説明いたします。

【都市計画課主幹 鈴木秀育】

都市計画課街路・環境グループ主幹の鈴木でございます。

A3判赤色表紙の参考資料がお手元にあるかと思えます。参考資料の1ページをご覧ください。併せて、モニターでも同様の資料をご覧いただけます。

都市計画区域の再編に伴う都市計画道路の変更につきましては、愛知県全体で603路線と膨大な上、変更内容も多岐にわたっていることから、ここに13項目の変更内容及びそれらの区分を一覧表として整理いたしました。これは、都市計画案の縦覧の手続の有無と道路の区域の変更の有無により、3つに分類したものでございます。上から順に、 から までが「形式的な変更」です。これは、都市計画区域の再編により都市計画区域名や路線番号、路線名称などを変更する軽微なものであることから、都市計画案の縦覧を行わないものでございます。これを「A手続」としております。

次に、 から までが「実質的な変更」のうち、「道路の区域の変更を伴わないもの」ですが、これは、道路延長や路線の分割、統合などの変更を行うもので、計画書の数値などを変更することから、都市計画案の縦覧を行うものでございます。これを「B手続」としております。

一番下の が「実質的な変更」のうち、「道路の区域の変更を伴うもの」で、地権者等の利害関係に直接影響を及ぼす重要なものでございます。これを「C手続」としております。

それでは、それぞれの変更項目の内容について、事例を用いて説明いたします。参考資料の次のページ、2ページのイメージ図をご覧ください。併せて、モニターもご確認ください。

さい。

上段が再編前を、下段が再編後のイメージ図でございます。黒枠が都市計画区域を、黒枠内の色のついた太い矢印が都市計画道路を示しております。再編前の隣接する都市計画区域において、各々定められていた路線を統合する事例でございます。

区域名の変更は、宝飯都市計画区域と豊橋渥美都市計画区域が再編により東三河都市計画区域となるものでございます。

番号の変更、名称の変更、路線の統合については、3・4・11佐脇原国府線と3・5・43北村前芝線を統合するとともに、名称を前芝国府線に改め、路線番号を振り直すものでございます。

地名の修正は、平成22年2月に豊川市と小坂井町とが合併したことから、計画書内の地名を変更する必要があるため、主な経過地に記載の地名を変更するものでございます。

起終点の入れかえは、起点及び終点を、例えば東西方向の道路でしたら、起点を西から終点を東へという一定の基準に基づき入替えを行うものでございます。

次に、ただいまの事例を参考資料のもう一枚次のページ、3ページの計画書によりご説明申し上げます。

一番上に都市計画区域名に係る変更の記述があり、その下に計画書の新旧が上下で対比できるようにしてございます。上段が旧の計画書、下段が新の計画書となっております。変更する箇所について、変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。計画書は、左から路線番号、路線名、起点、終点、主な経過地の順になっており、先のイメージ図で説明した内容を表したものでございます。

続きまして、「実質的な変更」のうち、道路の区域の変更を伴わない 延長修正から 構造事項修正につきましても、同様に計画書に新旧の対比を用いて説明いたします。

参考資料の4ページをご覧ください。

延長の修正及び 延長内訳の修正は、図面の精度の向上による変更でございます。この表では、全体延長を1,800mから1,770mに、車線数による内訳について4車線の延長を890mから900mに、6車線の延長を910mから870mに変更するものでございます。

このため、代表幅員の修正について、当該路線を代表する区間が6車線から4車線になり、また、幅員を30mから23mに変更するものでございます。

構造事項の修正は、計画書の地表式の区間における鉄道等との交差の構造欄へ記載すべき事項を統一するため、自動車専用道路との立体交差の記述を加えております。また、

幹線街路との交差箇所数についても変更するものでございます。

次に、路線の分割・統合は、参考資料5ページのイメージ図によりご説明いたします。

都市計画道路の同一路線内に国道、県道、市町村道ができるだけ混在することがないよう、将来の道路管理体系を考慮して分割あるいは統合を行う変更でございます。左側の図が変更前でございます。茶色の実線が県道の現況の道路を、茶色の破線が市町村道の現況の道路を示しており、T字状に交差しております。青色の太い矢印が都市計画道路を示しており、直線道路とL字状の道路が接続しております。このように現況の道路の管理体系と異なっている都市計画道路について、右の図のようにピンク色の太い矢印と緑色の太い矢印に分割あるいは統合することにより、管理体系と都市計画道路を一致させるものでございます。

次に、車線数の決定は、車線数を検討していましたが路線について、今回、都市計画区域の再編に合わせて定めるものでございます。

以上が形式的な変更及び実質的な変更に関する説明でございます。

次に、参考資料の6ページをご覧ください。縦軸に変更区分、横軸に都市計画区域として、都市計画区域ごとに変更路線数を整理したものでございます。ご覧のとおり、A手続が252路線、B手続が334路線、C手続が17路線、合計603路線でございます。前回の都市計画審議会では、C手続のございました知多及び西三河の都市計画区域についてご審議をいただきました。本日は、名古屋、尾張、豊田及び東三河の4都市計画区域の407路線についてご審議をお願いするものでございます。

それでは、第32号議案から第35号議案を説明いたします。

第32号議案、名古屋都市計画道路の変更に関するA手続57路線、B手続88路線について、参考資料の7ページから45ページにまとめております。参考資料の7ページをご覧ください。なお、ここからはモニターへの表示がございませんので、ご了解ください。先ほどの事例では新旧を上下に表示しておりましたが、この表では左右で表示しております。右側が旧の計画書、左側が新の計画書となっており、変更箇所は変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。

参考資料を少しめくっていただきますが、24ページをご覧ください。第32号議案のA手続の代表例として24ページにございます1段目の給父西枇杷島線についてご説明いたします。路線番号を3・4・535から3・4・274に振り直すとともに、平成22年3月22日に美和町、七宝町、甚目寺町が合併をいたしまして、あま市となったことにより、起点、終点、

主な経過地の地名を変更するものでございます。

次に、参考資料の28ページをご覧ください。B手続の例となります。28ページ、1段目の東海環状自動車道は、都市計画区域名及び路線番号の変更のほか、図面の精度向上により延長を変更するとともに、備考欄の路線名も一部変更するものでございます。

続きまして、第33号議案、尾張都市計画道路の変更に関するA手続63路線、B手続58路線について、参考資料の46ページから67ページにまとめております。このうちの49ページをご覧くださいませでしょうか。49ページ、1段目の一宮春日井線は、現在の尾張西部都市計画区域、尾張北部都市計画区域及び春日井都市計画区域にまたがって定められていたものを、都市計画区域の再編により尾張都市計画区域に変更するとともに、路線を統合するものでございます。

次に、参考資料をさらにめくっていただきまして、62ページをご覧ください。62ページの上から2段目、濃尾大橋線は、路線の統合のほか、図面の精度向上により延長を変更するものでございます。

続きまして、第34号議案、豊田都市計画道路の変更に関するA手続24路線、B手続25路線について、参考資料の68ページから77ページにまとめております。

このうちの69ページをご覧ください。69ページの東名三好インター線は、起点、終点等の地名について、平成22年1月4日に三好町がみよし市へと市制移行したことにより変更するものでございます。

次に、73ページをご覧ください。73ページ、2段目の衣浦豊田線は、図面の精度向上により延長を変更するとともに、これまで管理者において車線数を検討していたものを今回の都市計画区域の再編に合わせて定めるものでございます。

最後に、第35号議案、東三河都市計画道路の変更に関するA手続32路線、B手続60路線について、参考資料の78ページから95ページにまとめております。

このうちの81ページをご覧ください。81ページ、最下段の吉田方線は、起点と終点を入れかえるとともに、地表式の区間における鉄道等との交差の構造欄において、表記方法の統一により変更をするものでございます。

次に、91ページをご覧ください。91ページの下から3段目の旭町栄町線は、右側の旧の計画にございます中ノ坊線を現況の道路管理体系に合わせて分割し、県道と重複する区間の旭町栄町線と市道区間の中ノ坊線に分割するものでございます。なお、分割後の都市計画道路中ノ坊線は、参考資料を3枚ほどめくっていただきました94ページの下から3段目

に表示してございます。

以上、代表的な路線について説明申し上げましたが、A手続及びB手続に関する全ての路線について、新旧対照表において、その変更の内容をお示しいたしました。

これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町村に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第32号議案から第35号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第32号議案から第35号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第36号議案「尾張都市計画都市高速鉄道の変更について」から第39号議案「東三河都市計画都市高速鉄道の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 鈴木秀育】

第36号議案から第39号議案までの都市計画都市高速鉄道について説明いたします。

本案件は、都市計画区域の再編に伴う、いわゆる「形式的な変更」に関する案件でございます。

本県では、現在、連続立体交差化事業に係る鉄道及び主として道路の地下または上空を占有することになる地下鉄や新交通システムを都市高速鉄道として定めており、尾張都市計画区域、知多都市計画区域、西三河都市計画区域及び東三河都市計画区域の都市高速鉄道、17路線について、ご審議をお願いするものでございます。

位置及び変更の内容につきまして、都市計画区域ごとに図面と参考資料を用いてご説明いたします。

図面番号1をご覧ください。A4の図面がお手元にあるかと思いますが、図面番号1をご覧ください。図面は、併せて、モニターでも表示いたしております。

第36号議案の尾張都市計画都市高速鉄道の6路線の位置と名称を示した図面でございます。図面の左側から、一宮駅周辺に名古屋鉄道尾西線、名古屋鉄道名古屋本線及び東海旅客鉄道東海道本線がございます。また、小牧駅周辺に、名古屋鉄道小牧線及び新交通システム桃花台線、春日井市勝川駅周辺に東海旅客鉄道中央本線がございます。これらの変更内容をA3参考資料の96ページから98ページに新旧対照表としてまとめております。この部分に関しましてはモニター表示がございませんので、参考資料の96ページをご覧ください。

96ページの1段目、東海旅客鉄道東海道本線につきましては、区域の再編により2路線を1路線に統合するものでございます。また、各都市高速鉄道について、都市計画区域名の変更を行うものでございます。

次に、図面番号2をご覧ください。第37号議案の知多都市計画都市高速鉄道の2路線の位置と名称を示した図面でございます。東海市太田川駅周辺に名古屋鉄道常滑線及び河和線がございます。そして、その変更内容を参考資料の99ページにまとめております。参考資料99ページをご確認ください。知多北部都市計画都市高速鉄道を知多都市計画都市高速鉄道に変更するものでございます。

次に、図面番号3をご覧ください。第38号議案、西三河都市計画都市高速鉄道の7路線の位置と名称を示した図面でございます。図面の左側から、刈谷市駅周辺に名古屋鉄道三河線（刈谷市駅）、知立駅周辺に名古屋鉄道名古屋本線、名古屋鉄道三河線（碧南方）及び名古屋鉄道三河線（豊田方）がございます。南安城駅の周辺に名古屋鉄道西尾線（南安城駅）、桜井駅周辺に名古屋鉄道西尾線（桜井駅）がございます。西尾駅周辺に名古屋鉄道西尾線（西尾駅）がございます。その変更内容について、参考資料の100ページと101ページにまとめてございます。各都市高速鉄道について、都市計画区域名の変更を行うものでございます。参考資料の101ページをご覧ください。101ページの下段にありますように、名古屋鉄道西尾線（桜井駅）につきましては、衣浦東部都市計画区域及び西尾幡豆都市計画区域に跨がって都市計画決定していたものを、都市計画区域の再編により西三河都市計画区域となることから2路線を1路線に統合するものでございます。

最後に、図面番号4をご覧ください。第39号議案、東三河都市計画都市高速鉄道の2路線の位置と名称を示した図面でございます。蒲郡駅周辺に東海旅客鉄道東海道本線及び名

古屋鉄道蒲郡線がございます。参考資料の102ページをご覧ください。変更の内容としましては、この102ページにお示ししましたとおり、各都市高速鉄道につきまして、宝飯都市計画都市高速鉄道を東三河都市計画都市高速鉄道に変更するものでございます。

これらの案件につきましては、関係市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

黒田委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

質問というより、念のため確認したいんですが、図の1にあります桃花台線のことなんですけど、皆さんご承知のように、もう既に実質的に廃止されているんですが、都市計画、今後どういうスケジュールというか、ご予定なのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

【都市計画課主幹 鈴木秀育】

桃花台線に関しましては、平成18年の10月に運行を廃止いたしておりまして、運営会社の桃花台新交通株式会社は既に解散いたしております。ただ、県と小牧市におきまして、現在、残されておりますインフラですとか、操車場の跡地に関して有効な利活用についての検討をしている最中でございます。その議論の方向を見据えながら、当地域における交通の将来需要及びその処理方法を踏まえながら、都市計画の見直しについては議論してまいりたいと思っております。したがって、現在のところ、都市計画そのものは残された状態で、今回、この名称変更をさせていただきたいと思っております。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第36号議案から第39号議案までにつきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第36号議案から第39号議案までにつきましては、原案の

とおり可決いたしました。

続きまして、第40号議案「名古屋都市計画河川の変更について」から第42号議案「東三河都市計画防潮の施設の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 堀田信寿】

まず、第40号議案及び第41号議案の都市計画河川について説明いたします。

図面番号5の位置図をご覧ください。モニターのほうでも同様のものをお示ししております。尾張旭市の名鉄瀬戸線印場駅から南へ約400mに位置します瀬戸都市計画河川第1号天神川は、平成5年に約1.75kmを都市計画決定いたしました。また、瀬戸市の中心部、名鉄瀬戸線尾張瀬戸駅の南に位置します瀬戸都市計画河川第2号瀬戸川は、平成10年に約0.69kmを都市計画決定いたしました。今回、都市計画区域の再編に伴い、瀬戸都市計画河川を名古屋都市計画河川に名称を変更するものでございます。

次に、図面番号6の位置図をご覧ください。豊橋市街地の東部、国道1号殿田橋付近に位置します豊橋渥美都市計画河川第1号殿田川は、平成2年に約1.67kmを都市計画決定いたしました。都市計画区域の再編に伴い、豊橋渥美都市計画河川を東三河都市計画河川に名称を変更するものでございます。

続きまして、第42号議案の都市計画防潮の施設について説明いたします。

図面番号7の位置図をご覧ください。都市計画防潮の施設は、豊橋渥美都市計画区域の海岸保全施設として、田原市の白谷海岸に平成2年に都市計画決定いたしました。その後、海岸保全施設については、都市計画運用指針によりまして、防潮の施設として都市計画決定することとされたため、都市計画区域の再編に合わせまして、その名称を東三河都市計画防潮の施設に変更するものでございます。

これらの案件につきまして、関係市に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第40号議案から第42号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第40号議案から第42号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第43号議案「名古屋都市計画風致地区の変更について」から第52号議案「東三河都市計画公園の変更について」までは関連する案件でございますので、一括上程させていただきます。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 小林恒雄】

公園緑地課長の小林でございます。

先ほど都市計画道路を例に説明がありましたように、風致地区、公園についても、都市計画区域の再編によりまして、名称の変更や公園の統合など、いわゆる「形式的な変更」が必要となります。最初に「形式的な変更」、次に「実質的な変更」について説明を進めてまいります。

それでは、第43号議案から第46号議案までの都市計画風致地区の変更について説明いたします。

図面番号8の位置図をご覧ください。併せて、モニターのほうもご覧ください。図面の中で、黄色の から 22 で示した都市計画風致地区について、「形式的な変更」が必要となります。赤色の 、 が、後ほど説明いたします「実質的な変更」を伴う都市計画風致地区でございます。

まず、「形式的な変更」についてご説明をいたします。

A 3 赤色表紙の参考資料の103ページの最上段をご覧ください。新旧対照表によりまして、右側に旧の計画書、左側に新の計画書となっており、変更箇所は、変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。

第43号議案「名古屋都市計画風致地区の変更について」を例に説明をいたします。

都市計画区域の変更に伴い、津島海部西部都市計画風致地区天王川風致地区を名古屋都市計画風致地区天王川風致地区に名称を変更するものでございます。

同様の理由で、知多都市計画風致地区東海風致地区、西三河都市計画風致地区六名風致地区を始め16風致地区、東三河都市計画風致地区石巻山風致地区を始め4風致地区、計22

の風致地区につきまして、都市計画区域の変更に伴い名称を変更するものでございます。

続きまして、第47号議案から第52号議案までの都市計画公園の変更について説明いたします。

図面番号9の位置図をご覧ください。併せて、モニターのほうでもご覧ください。図面の中で、黄色の から 57 で示した都市計画公園について、「形式的な変更」が必要となります。赤色の が、後ほど説明いたしますが、「実質的な変更」を伴う都市計画公園でございます。

まず、「形式的な変更」についてご説明をいたします。

第47号議案「名古屋市都市計画公園の変更について」を例に説明をいたします。

A 3の参考資料104ページの最上段をご覧ください。都市計画区域の変更に伴い、瀬戸都市計画公園 4・5・1 磁祖公園を名古屋都市計画公園 4・5・101磁祖公園に名称を変更するものでございます。

次に、参考資料の108ページの最下段をご覧ください。都市計画区域の変更に伴い、知多北部都市計画公園及び衣浦西部都市計画公園あいち健康の森公園を知多都市計画公園 9・6・1 あいち健康の森公園に名称を変更するとともに、都市計画区域を跨がって決定されていたことから、1つの公園として統合するものでございます。

同様の変更につきましては、A 3参考資料の104ページから114ページまでの新旧対照表にお示ししたとおり、計57公園の名称及び地名を変更するものでございます。

続きまして、「実質的な変更」として関連する第45号議案と第51号議案について説明をいたします。

まず、第45号議案「西三河都市計画風致地区の変更について」ご説明をいたします。本案件は、風致地区の境界としてきた河川堤防の位置の変更に伴う軽易な変更でございます。

図面番号10の総括図をご覧ください。併せて、モニターのほうもご覧ください。図面左側、赤色の実線で囲まれた緑の区域が西三河都市計画風致地区亀城跡風致地区でございます。図面中央の橙色の丸印が刈谷市役所、図面右側にはJR東海道本線と名鉄三河線が接続する刈谷駅、図面左側には二級河川逢妻川がございます。

次に、図面番号11の計画図をご覧ください。変更の内容は、風致地区の西側に位置する二級河川逢妻川の河川整備に伴い、境界となる河川堤防の位置が移動したことから、黄色で着色した部分、約1.1haを削除するもので、亀城跡風致地区の機能や特性を損なうものではございません。

次に、第51号議案「西三河都市計画公園の変更について」、説明をいたします。

図面番号12の総括図をご覧ください。図面左側、赤色の実線で囲まれた緑色の区域が西三河都市計画公園5・5・1亀城公園でございます。亀城跡風致地区と関連する亀城公園の変更については、それぞれ区域が違うことから、図面を分けて作成しております。

次に、図面番号13の計画図をご覧ください。変更の内容は、風致地区と同様です。二級河川逢妻川の河川整備に伴い、境界となる河川堤防の位置が移動したことにより、黄色で着色した部分約1.1haを削除するものでございます。

次に、図面番号14の参考図をご覧ください。亀城公園の南側には刈谷球場、逢妻川沿いにはソフトボールやサッカーなどに利用できる多目的グラウンド、北側には刈谷市体育館が整備されております。これらは、スポーツ、レクリエーション施設として利用されており、変更後も同様に利用できることから公園機能は確保されております。

続きまして、第46号議案「東三河都市計画風致地区の変更について」、説明いたします。本案件は、風致地区の境界としていた道路の位置の変更などに伴う軽易なものでございます。

図面番号15の総括図をご覧ください。この総括図は、豊橋市の中心から東部を示しております。図面左側の黒丸印が豊橋駅、橙丸印が豊橋市役所、図面上方の茶色の実線が都市計画道路3・2・4東三河環状線でございます。図面右側、赤色の実線で囲まれた緑色の区域が東三河都市計画風致地区赤岩風致地区でございます。

次に、図面番号16の計画図をご覧ください。黄色で着色した部分約0.15haが削除する区域、茶色の斜線の部分約0.23haが追加する区域でございます。赤色の実線で囲まれた区域が変更後の区域でございます。

図面番号17の参考図をご覧ください。計画図の点線で囲った分を拡大したものでございます。北側の区域は、都市計画道路3・2・4東三河環状線の道路線形の変更に伴い、変更後の都市計画道路端などに区域界を変更するものでございます。また、南側の区域は、地形・地物及び地番界に区域界を変更するものでございます。

これらの案件につきまして、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よ

ろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第43号議案から第52号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第43号議案から第52号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第53号議案「名古屋都市計画緑地の変更について」から第58号議案「東三河都市計画緑地の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 小林恒雄】

第53号議案から第58号議案までの都市計画緑地の変更について説明をいたします。

都市計画区域の再編によりまして、名称の変更や緑地の統合など全て、いわゆる「形式的な変更」に関する案件でございます。

図面番号18の位置図をご覧ください。併せて、モニターもご覧ください。図面の中で、黄色の から 36 に示した都市計画緑地について、「形式的な変更」が必要となります。

第53号議案「名古屋都市計画緑地の変更について」を例に説明をいたします。

A 3 赤色表紙の参考資料の115ページと116ページをご覧ください。都市計画区域の変更に伴い、弥富都市計画緑地第2 木曾川弥富緑地ほか1 緑地を、名古屋都市計画緑地第101 木曾川海部緑地に名称及び地名を変更するとともに、都市計画区域を跨がって決定されたことから1つの緑地として統合するものでございます。

次に、参考資料の118ページから120ページをご覧ください。都市計画区域の変更に伴い、稲沢中島都市計画緑地第1 木曾川祖父江緑地ほか2 緑地を、尾張都市計画緑地第1 国営木曾三川公園尾張緑地に名称及び地名を変更するとともに、都市計画を跨がって決定されたことから1つの緑地として統合するものでございます。

次に、同じ参考資料の120ページから122ページをご覧ください。120ページの最下段を見ていただきますと、都市計画区域の変更に伴いまして、春日井都市計画緑地第10号尾張広域緑道ほか1 緑道を尾張都市計画緑地第2 尾張広域緑道に名称及び地名を変更するとともに

に、都市計画区域を跨がって決定されたことから1つの緑地として統合するものでございます。

同様の変更につきましては、A3の参考資料115ページから133ページまでの新旧対照表にお示ししたとおり、計36の緑地の名称及び地名を変更するものでございます。

これらの案件につきましては、関係市町に意見照会をしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第53号議案から第58号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第53号議案から第58号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第59号議案「名古屋都市計画墓園の変更について」から第62号議案「西三河都市計画墓園の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 小林恒雄】

第59号議案から第62号議案までの都市計画墓園の変更について説明いたします。

都市計画区域の再編によりまして、名称や地名の変更など全て、いわゆる「形式的な変更」に関する案件でございます。

図面番号19の位置図をご覧ください。併せて、モニターもご覧ください。図面の中で、黄色の から を示した都市計画墓園について、「形式的な変更」が必要となります。

第59号議案「名古屋都市計画墓園の変更について」を例に説明をいたします。

A3赤色表紙の参考資料の134ページの最上段をご覧ください。都市計画区域の変更に伴い、瀬戸都市計画墓園第1春雨墓園を、名古屋都市計画墓園第101春雨墓園に名称を変更するものでございます。

同様の変更につきまして、A 3 参考資料134ページの新旧対照表にお示したとおり、尾張都市計画潮見坂墓園、知多都市計画墓園知多墓園始め 2 墓園、西三河都市計画墓園岡崎墓園の計 5 つの墓園につきまして、名称及び地名を変更するものでございます。

これらの案件につきましては、関係市に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第59号議案から第62号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第59号議案から第62号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第63号議案「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画境川流域下水道の変更について」から第72号議案「東三河都市計画豊川流域下水道の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【下水道課長 浅野守彦】

下水道課長の浅野でございます。

63号議案から72号議案までの都市計画下水道の変更について説明をいたします。これらの案件は、いずれも都市計画区域の再編及び市町村合併等に伴います「形式的な変更」に関する案件でございます。

本県の流域下水道は、昭和46年11月に境川流域下水道が都市計画決定をいたしまして、その後、豊川流域下水道を始め、順次、都市計画決定を行い、現在、10の流域下水道が都市計画決定をされております。このたび、都市計画区域の変更及び市町村合併に伴い、名称及び地名の変更を行うものでございます。

説明の関係上、まず、64号議案「名古屋都市計画新川流域下水道の変更について」を先

に説明させていただきます。

図面番号21をご覧ください。モニターでもご覧いただけます。新川流域下水道は、清須市を始め2市1町を対象といたしております。

A 3 赤色表紙参考資料の136ページをご覧ください。本案件は、都市計画区域名は変更後も名古屋でございまして、変更はございませんけれども、平成21年10月1日に春日町が清須市と合併したことによりまして、接続する下水道の名称を変更するものでございます。

続きまして、第65号議案「名古屋都市計画日光川下流流域下水道の変更について」、説明をいたします。

図面番号22をご覧ください。モニターでも映しております。日光川下流流域下水道は、津島市を始め4市2町を対象といたしております。

参考資料137ページをご覧ください。本案件は、都市計画区域の変更に伴いまして、名古屋都市計画、弥富都市計画及び津島海部西部都市計画日光川下流流域下水道を名古屋都市計画日光川下流流域下水道に変更するとともに、平成22年3月22日に七宝町、美和町及び甚目寺町が合併し、あま市になったことによりまして、合わせて、接続する下水道の名称及び下水管渠の位置の地名を変更するものでございます。

続きまして、第66号議案「尾張都市計画五条川左岸流域下水道の変更について」、説明をいたします。

図面番号は23でございます。モニターもご覧ください。五条川左岸流域下水道は、犬山市を始め3市1町を対象といたしております。

参考資料138ページをご覧ください。本案件は、都市計画区域の変更に伴いまして、尾張北部都市計画五条川左岸流域下水道を尾張都市計画五条川左岸流域下水道に変更するとともに、接続する下水道の名称を変更するものでございます。

先ほど飛ばしました63号議案及び次からの67号議案から72号議案までの7議案につきましては、同様の更改でございまして、参考資料135ページ及び139ページから145ページまでの新旧対照表にお示ししましたとおり、都市計画区域の変更に伴い、都市計画区域名及び接続する下水道の名称を変更するものでございます。

これらのうち、63号議案、68号議案、70号議案、72号議案の4議案につきましては、町から市への移行、市町村合併等によりまして、下水管渠及びその他の施設の位置の地名を変更するものでございます。

これらの案件につきまして、関係市町に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の

回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第63号議案から第72号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第63号議案から第72号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第73号議案「名古屋都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業の変更について」から第99号議案「東三河都市計画蒲郡中部土地区画整理事業の変更について」までを一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 渡辺哲郎】

都市整備課長の渡辺でございます。第73号議案から第99号議案までの土地区画整理事業について説明いたします。

図面番号30の位置図をご覧ください。図面の中で、黄色の から 27 で示した土地区画整理事業について、「形式的な変更」が必要となります。

第73号議案「名古屋都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業の変更について」、説明をいたします。

A 3 ピンク色の参考資料146ページをご覧ください。都市計画区域の変更に伴い、瀬戸都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業を名古屋都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業に変更するとともに、地区内に配置する都市計画道路等の番号を変更するものでございます。このような変更が22議案ございます。

次に、参考資料147ページをご覧ください。第74号議案「名古屋都市計画日進竹の山南部特定土地区画整理事業の変更について」を説明いたします。

都市計画区域の変更に伴って、都市計画区域名は再編後も名古屋と同一名称となるため、

事業名称の変更はございませんが、地区内に配置する都市計画道路等の番号について変更が必要となるものでございます。

このような変更は、名古屋都市計画と豊田都市計画の場合であり、第74号議案から第76号議案、第87号議案及び第88号議案の5議案が該当いたします。

以上、代表的な土地区画整理事業について説明いたしましたが、同様な変更について、A3参考資料146ページから172ページまでの新旧対照表により、合わせて27の土地区画整理事業を示しております。

これらの案件につきまして、関係市町に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第73号議案から第99号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第73号議案から第99号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第100号議案「東浦町における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【知多建設事務所建築住宅課長 中西康憲】

知多建設事務所建築住宅課の中西でございます。

第100号議案「東浦町における特殊建築物の敷地の位置について」、説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないかどうかをご審議いただくものでございます。

議案書は373ページから375ページ、議案概要説明書は26ページをご覧ください。申請者

はトーエイ株式会社代表取締役、今津昭、名称はトーエイ株式会社リサイクルセンター、敷地の位置は愛知県知多郡東浦町大字藤江字亥子新田73番地ほか9筆です。敷地面積は2万1,217.20㎡でございます。施設は、工場棟及びストックヤード棟の計4棟で、延べ面積の合計は7,097.00㎡でございます。1日当たりの処理能力といたしまして、8.8tの廃プラスチック類の破碎、9.1tの木くずの破碎、480tのがれき類の破碎、8.0tの産廃混合の破碎及び押出成形を行う計画でございます。

申請者は、昭和36年から廃棄物処理事業を開始し、平成7年に申請敷地である知多郡東浦町大字藤江字亥子新田73番地においてリサイクルセンターを設立して、資源のリサイクル事業を行っております。

本事業は、近年、廃棄物処理に対する重要性の再認識とリサイクルニーズ製品への高い需要が求められることから、これまでの需要経験を生かして既存のリサイクルセンターを再構築するものでございます。今回、建築物の増築と操業時間の延長及び新たな破碎機の導入により処理能力が増大するため、建築基準法51条ただし書き許可を申請するものでございます。

次に、図面番号31の総括図をご覧ください。併せて、モニターもご覧ください。図面中央右側の建設地と書かれているところが敷地の位置でございます。当該敷地は、東浦町の南東部に位置し、JR東浦駅から南東に直線距離で約1kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号32の計画図をご覧ください。この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入りは黒い三角で表示されており、東側の道路幅員11.5mに接続しております。敷地の外周には緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

次に、図面番号33の付近状況図をご覧ください。建設地は、図面の中央やや上の赤い斜線で示した部分であり、その周辺は、東側には岸壁及び緑地、西側は道路を挟んで駐車場、南は雑種地、北側には農地排水機場がございます。なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動等について、全て環境保全目標をクリアしております。

また、関係市町村である東浦町長から支障ない旨の意見書が提出されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

山田委員、お願いします。

【委員（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

質問といたしますが、確認でございますけれども、東浦町では、こういう敷地に対して緑化面積、例えば敷地の何%というような規制があるのかどうかということと、この図面の中で、緑地は何%ぐらいにあたるのか。それで、こういう形で、私ども、もしこの形によるしいよと言ったときに、こういうものを担保する方法はどのようになっていますでしょうか。

【知多建設事務所建築住宅課長 中西康憲】

まず、1点目でございます。東浦町としての緑地の基準は持っておりません。ただ、この敷地につきましては29.3%を緑地ということで定めておりますので、基準である20%以上はクリアをした形になっております。

それから、もう一点、維持管理につきましては、環境部局であります環境部のほうで当然産廃の許可を与えるわけですし、操業関係につきましては、そちらのほうのチェックということも行っておりますし、建築に関しましては、建築基準法の手続を行いますので、完了時点での履行確認はすることとなっております。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

それでは、後藤委員、よろしく申し上げます。

【委員（椙山女学園大学教授 後藤節子）】

お聞きしたいのですが、これの南側は雑種地というようなことで、どういう土地でしょうか。

【知多建設事務所建築住宅課長 中西康憲】

原野ということになっております。

【委員（椙山女学園大学教授 後藤節子）】

ここの敷地には最終的に破砕物として出すような、リサイクル物がたくさん入ってくると思いますが、どのような経路で入ってきて、その利用する経路は周囲に影響はないのかということと、それから、この施設は海に面しているように思いますが、船で運び出すようなことを考えてみえるのでしょうか。

【知多建設事務所建築住宅課長 中西康憲】

まず、経路でございますが、総括図の中で、国道366号線から乗り入れがありまして、町

道5019号線を經由して搬入をしまいたします。それから、海を利用して搬出、搬入を行うということは考えておりません。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

すべて5019号線を利用して出入りするということですか。

【知多建設事務所建築住宅課長 中西康憲】

はい。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

他に、ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第100号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第100号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第101号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

岡崎市の説明を求めます。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

岡崎市役所都市整備部建築指導課長の木河でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第101号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」、説明いたします。本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないかどうかをご審議いただくものでございます。

議案書は377ページから379ページ、議案概要説明書は27ページをご覧ください。申請者は柴田興業株式会社代表取締役、柴田賢治郎、名称は（仮称）岡町リサイクルプラザ、敷地の位置は岡崎市岡町原山6 13ほか11筆、敷地面積は1万5,941.64㎡、施設は事務所棟1棟で、延べ面積の合計は79.5㎡でございます。処理能力は、がれき類の破碎を1日当たり1,932.8t行う計画でございます。申請者は、昭和60年に収集運搬及び中間処理の産業廃棄物処理業の許可を受け、産業廃棄物処分業を行っております。市街化調整区域である当

地区において、平成10年より産業廃棄物処分業を営んでおります。近年増加する産業廃棄物再資源化のニーズに対応するため、今回、既存施設を更新して破碎施設を新たに設置することとしましたが、処理能力は1日当たり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号34の総括図をご覧ください。図面の中央右側の赤く塗りつぶした建設地と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は、岡崎市の東部に位置し、岡崎市役所から南東に直線距離で約5.4kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号35の計画図をご覧ください。この図面は、敷地内の施設配置を示したもので、赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分が建築物、青色で示した部分が調整池でございます。敷地への出入口は黒い三角印で表示しており、南側の道路の幅員6.1mの市道を使用する予定でございます。敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、黒色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。

次に、図面番号36の付近状況図をご覧ください。建設地は図面中央の赤色斜線で示した部分であり、その周辺南側は幅員6.1mの岡崎市道岡山の田池線でありまして、北側は山林と道路を挟み、アイシン・エイ・ダブリュの岡崎工場、西側は同工場の駐車場、東側は山林と道路を挟み、愛知産業大学三河中学校がでございます。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施した結果、騒音、振動等について、全て環境保全目標をクリアしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

山田委員、お願いします。

【委員（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

先ほどと同じ質問ですが、岡崎市では、こういう場所に対して緑地率というものを規制されておられるかどうか。もし規制されておられるなら何%か。この案件に関しては何%ぐらい緑地率があるのか。

もう一つは、この施設ができ上がった後にそういうものがきちっと守られているかどうかというのをどのように保障されるのかということについてお聞きしたいと思います。

もう一点、先ほどの図で敷地の斜線があると思うんですが、その下側に池がありますが、この池に対する環境上の配慮、何か特殊なことをされているのか、あるいは今の状況で十

分だとお考えかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

まず、市のほうで緑地に関し特別な規制があるかということですが、岡崎市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」がございまして、その中では20%という数値が規定されております。今回の案件におきましては、緑地が実際に34.61%ございまして、その数値を十分クリアしているというような状況でございます。

それと、下の山の田池というところなんですけど、そこに放流する際には、敷地から出る水と山側から出る水の2種類に分けまして、山側のほうは影響ございませんので、その部分は直接流します。それと、敷地から出るものに関しては、油水分離槽及び調整池を設けまして、それを経由して流すことにしております。当然事務所につきましては、合併処理槽5人槽を通して流します。地元の同意書というような格好で、その1つは、生産組合というところが山の田池を管理しておりまして、その組合長さんと、その下に、農地のところが東部土地改良区という、いわゆる改良区がございまして、そちらの方と、それと、全体のこの地域の代表である総代というのが岡崎市ではあるんですが、そちらの総代さん、これら三者との同意書を結んでおりまして、今後につきましても、水質管理の徹底及び油水分離槽の設置を条件として同意しますというような内容になっておりますので、先ほどおっしゃいました答えにはなっていないかもしれませんが、これをもって1つはやるということと、今後なんですけど、実際にはまだできておりませんが、地元のほうと公害防止協定というものを結んでいこうという流れでございまして、今現在ではまだ済んでおりませんが、この中で、汚水、水質汚濁防止についても協議する内容が入っておりまして、これは締結する予定で進んでおりますので、そこで担保されるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、ご質問はございませんでしょうか。

後藤委員、お願いします。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

図面番号34で見ますと、この建設地の北側が葵工業団地地区と書いてあります。これは団地でしょうかということと、それに対してはどうも図面番号35で見ると、団地の存在を考慮して緑色の緑地が考えてあるのかなというふうに思うんですが、その東南の「く」の字型になったところは、隣地境界線と書いてありまして、何も緑地がなくて、そこが仕

切られておりますが、この外側はどのような隣地条件なのでしょうか。教えてください。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

北側のところには、先ほどおっしゃられたように、葵工業団地というのがございまして、これは、民間開発及び愛知県の企業庁により工業団地として整備されたものでございます。それによりまして、当然当地とは実際に協議を進めておりますが、特にここが敷地の関係で北側が山でございまして、そのまま保全するというので進めております。

それと、南東の何も書いていないところですが、ここは、今回のいわゆる産廃とは関係ないんですが、一種の特定工作物になりますアスファルトプラントを今後、別の業者が建設するという話を聞いております。

ご質問は以上でしたか。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

アスファルトプラントってどのような。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

アスファルトをつくる……。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

つくるほうですか。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

はい。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

製造業ですか。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

製造ですね。ですから、ここでできるクラッシャー等も使って、隣でアスファルトプラントをつくるというようなことも。会社としてはまるっきり別の会社になるようですが、そんな計画があるとは聞いております。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

現在は緑地のような、原生林のような感じですか。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

現在も荒れたような状況、プラントの状況になっています。今もそこはプラントが動いています。ですから、そこに対しての緑地がないというのは、隣が同じような施設であるということで、環境に対しての配慮は特段必要なかったということで、南東側のほうには

緑地がございません。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、ご質問はございませんでしょうか。

竹谷委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学名誉教授 竹谷裕之）】

内容にかかわる問題ではなくて、先ほどご説明で、言葉の問題なんです、産業廃棄物処理業のところ、収集運搬中間処理という言葉が使われていまして、その後で産業廃棄物処分業を行っているという、処理と処分、これは廃掃法に基づいて多分使われていると思うんですが、処分の中に、これは最終処分をイメージして業という名称を使っておられるのでしょうか。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

我々、いろいろ過去の許可の案件等調べてまいりまして、それを正確に申し上げますと、今の処分業とか処理業という名前が出てくるんですが、現在の扱いでは、産業廃棄物処理とはということの中に2つございまして、1つが産業廃棄物収集運搬、もう一つが産業廃棄物処分です。ですから、処理が一番大きくて、その下に処分と収集運搬というような業があるというふうに聞いております。それを今までとった許可等の表現からそのとおり表現させていただくとこんな表現になりまして、今回の最終的には……。

もうちょっと説明させていただきますと、平成4年までは産業廃棄物処理業という業の、許可がございまして、その中で産業廃棄物運搬業と産業廃棄物処分業と区分してありましたが、現在での業の許可は、産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処理業の2種類に分けられる格好になっております。そんな格好で、今、名前、処分とか処理の表現をさせていただきました。

【委員（名古屋大学名誉教授 竹谷裕之）】

そうすると、平成4年以降については、産業廃棄物処理業という。ここで処分業と表現されているのは、これは先ほどのご説明とのかかわりでちょっと理解に苦しむんですけども。

【岡崎市建築指導課長 木河 聡】

平成4年までは産業廃棄物処理業という許可で産業廃棄物処分と運搬がございました。現在では運搬業と処分業というふうに2つしかなくなっていますので、ですから、処理という名前がなくなりまして、運搬業と処分業という表現になっておりますので、処分業と

して理解していただきたいと思います。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、他に、ご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第101号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第101号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第102号議案「豊田都市計画事業及び衣浦東部都市計画事業豊田花園土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」は、個人情報が含まれておりますので、愛知県都市計画審議会運営規程第6条第1項第1号に該当することから、審議が非公開となります。したがって、傍聴人の方々はご退室いただきますようお願いいたします。

（傍聴人退室）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

それでは、第102号議案「豊田都市計画事業及び衣浦東部都市計画事業豊田花園土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 渡辺哲郎】

第102号議案の土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について説明いたします。

議案は意見書の写しとなりますので、個人情報保護の観点からA4緑色表紙の別冊としております。また、A4黄色の表紙、参考資料「第102号議案豊田都市計画事業及び衣浦東部都市計画事業豊田花園土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を用意いたしました。この資料により説明を進めてまいります。

本案件は、豊田都市計画事業及び衣浦東部都市計画事業豊田花園土地区画整理事業の事業計画の決定にあたりまして、土地区画整理法第55条第1項に基づき、平成22年6月11日から6月24日までの間、縦覧に供しましたところ、3名の方々から3通の意見書が提出されましたので、同法第55条第3項の規定に基づき、都市計画審議会に付議するものでございます。

それでは、A 4 黄色の参考資料 2 ページをご覧ください。併せて、モニターでも同様の資料をご覧ください。

豊田花園土地区画整理事業は、豊田市の南の端に位置し、豊田市役所から南西約11kmの赤色の実線で囲まれた面積約22.5haの区域でございます。施行者は、豊田市でございます。地区の北側には伊勢湾岸自動車道、南側には二級河川逢妻男川、地区の南北を名鉄三河線が縦断する、三河八橋駅を中心とした区域でございます。

次に、参考資料 3 ページをご覧ください。設計にあたりましては、広域的な南北軸であります都市計画道路花園八橋線が別事業により地区外に整備されることを前提に、本事業において、三河八橋駅へのアクセス道路となる都市計画道路八橋駅前線の整備をするほか、市道花園役場線を中心とした道路交通を円滑に処理する計画としております。また、名鉄三河線の高架化に伴い、地域の分断を解消する道路計画といたします。さらに、4カ所の公園を整備いたします。

続きまして、意見書について説明いたします。参考資料 4 ページをご覧ください。モニターにも意見書提出者の所在地を表示しております。意見書は、事業区域内から 2 通、事業区域外から 1 通の提出がありました。

それでは、意見書の要旨と知事の見解について説明いたします。

参考資料 5 ページの意見書に対する知事の見解をご覧ください。意見書の内訳としては、道路配置計画や道路幅員、街区設計、河川用地の増加、排水施設計画に関する意見でございます。

参考資料 6 ページの意見書に対する愛知県知事の見解をご覧ください。

意見書番号 1 は、三河八橋駅と才兼橋の間付近に、歩行者や自転車が通行できるように橋と通路を設置することを要望するという意見でございます。右側の知事の見解をご覧ください。また、モニターでは、この意見についての知事の見解を図にしてお示ししておりますので、併せてご覧ください。本事業地区の東西の交通につきましては、地区を南北に縦断する名鉄三河線及び大切川を等間隔に横断するように計画されており、適切な道路配置であると考えます。

続きまして、意見書番号 1 でございます。区画道路の幅員が 6 m と一律であり、幅員が広いため、違法駐車を招くと思う。道路幅員を 6 m から 5 m 程度に計画を見直せば、違法駐車もされず、また、減歩率を低く抑えることができると考えるという意見でございます。右側の知事の見解をご覧ください。土地区画整合法施行規則第 9 条第 3 号において、

区画道路の幅員は、住宅地にあつては6 m以上としなければならないとあり、特別な事情によりやむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては4 m以上であることをもって足りると規定されております。本地区の道路は、道路幅員を6 m未満とする特別の事情を認めるものではありません。

続きまして、意見書番号 2 は、住民アンケートの実施に関する意見でございます。この意見は意見書として提出されましたが、事業計画に対する意見ではございません。

次に、参考資料7ページの意見書番号 1 をご覧ください。逢妻男川の河川用地面積が2,006.17㎡から2,236.50㎡に増加しているが、愛知県予算は入るのかという内容でございます。右側の知事の見解をご覧ください。面積増加につきましては、区画整理施行者が地区内の道路や宅地の計画高さをかさ上げするため、その影響を受ける範囲の堤防のり面が長くなり、河川区域が広がるものであります。したがって、区画整理施行者の理由によるものであるため、資金計画上、河川用地に係る県の負担金は計上されております。

続きまして、意見書番号 2 をご覧ください。大切川の線形が直線化され、氾濫につながるのではないかと。また、駅周辺に接続される排水路の設計が十分なのか、根拠を示してほしいという意見でございます。右側の知事の見解をご覧ください。大切川の改修につきましては、区画整理施行者が河川管理者である豊田市と協議を行って計画したものであります。また、排水施設につきましては、愛知県開発許可基準に基づき計画がなされており、適切な排水計画であると考えます。

次に、参考資料8ページの意見書番号 3 は、下水道整備に係る意見でございます。この意見は意見書として提出されましたが、事業計画に対する意見ではございません。

次に、意見書番号 4 をご覧ください。南向きに宅地が配置できるような街区の区割りに見直しをお願いしたいという意見であります。右側の知事の見解をご覧ください。本地区の街区につきましては、区画道路の交差点部の安全や街区が三角形等の形状にならないように考慮された設計がなされており、適切な街区設計であると考えます。

以上、意見書の要旨と知事の見解を説明いたしましたとおり、事業計画は妥当であり、事業計画に対する意見書については、採択すべきではないと考えます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

ちょっと教えてほしいのですが、道路の幅員が6 mと一律であり、6 から5 m云々と書いてありますが、私は、もちろん6 m以上欲しいなというふうに思っておりますが、4 mであっていいというときは、これは、車の通行については、どのような見解で、4 mでいいというようなことが述べられているのでしょうか。

【都市整備課主幹 加藤千一】

住宅地につきましては、道路幅員は6 m以上というふうにさせていただくんですが、4 mの部分につきましては設計する場合は非常に例外の場合でして、地区外の道路と接続する場合、地区外の道路がやっぱり4 mの場合があるものですから、そういうときの場合、例外的に4 mにはなったりするんですが、基本的には通り抜けの交通量が少ないというような地区に該当するかと思います。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

そういう場合も車の通行は禁止しないのですか。

【都市整備課主幹 加藤千一】

車は、そのときの状況とか、あと、地区の方の利用方法とかによって、どうしてもなると、一方通行とかは出てくる場合もあると思うんですが、それはもう少し状況とかなんかを見てというようなことになろうかと思います。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

私は、いつも車を利用しないで歩いているほうですから、道路6 mというのは、最低でも必要かなと思うんです。やはり狭いと、最近、車いすの人、しかも、電動車いすでかなりのスピードで移動する方もみえるものですから、危険性を感じます。やはり道路はできるだけ広いほうが良いと思っております。よろしく申し上げます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

木村委員、お願いします。

【委員（碧南市議会議長 木村健吾）】

基本的なことですが、先ほど説明の中で、この区画整理事業は市施行とおっしゃったわけですが、市施行の場合は、権利者といいましょうか、同意率、この事業を行うの

に同意の率はどのぐらい、何%必要かどうかということをお聞きしたいと思います。

【都市整備課主幹 加藤千一】

基本的には、公共団体施行に関しましては、同意率何%以上という規定はございません。

【委員（碧南市議会議長 木村健吾）】

それでは、3名の意見書提出者うち、お一人は地区外ですが、地区内のお二人は、もともと反対意見をずっと言ってみえた方なのか、その辺のことはどうでしょうか。この区画整理事業に対して、おれは区画整理をやらしてもらわなくてもいいとかというような反対意見があったのかどうか。

【都市整備課主幹 加藤千一】

この意見書を提出されました3名の方々については、意見書の提出があったということですが、もともと反対というようなことは特に聞いておりませんでした。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

他に、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

他に、ご意見、ご質問もないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

第102号議案につきまして、意見書は採択すべきでないとしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第102号議案につきましては、意見書は採択すべきではないと議決いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成18年度から進めてまいりました約40年ぶりの都市計画区域の再編に伴う都市計画の見直しについて、委員の皆様方の多大なご協力により滞りなく審議を終えることができました。誠にありがとうございました。

また、関係職員の皆様方には、膨大な資料の作成、審議会の運営、大変ご苦勞をおかけすることになりました。お礼を申し上げます。

最後に、今後とも都市計画行政の推進につきまして、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。

(閉会 午後2時45分)